

移換現価率等の変更に関する 告示発出(厚年)

対象先

DB年金

厚年基金

適格年金

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

標記につきましては意見募集¹が行われておりましたが、今般告示が発出²されましたのでご案内します。告示の概要は過去ご案内の内容¹と同じです。

移換現価率の変更

過去期間代行給付現価算出用の現価率の変更

新免除保険料の適用開始月を平成22年4月とする

【施行日】平成22年4月1日

1 ニュースNo.180

2 平成22年1月15日厚生労働省告示第11号、同第12号、同第13号

< 上記 の改正理由 >

- ✓ 5年に1度の厚生年金本体の「財政の現況及び見通し」の諸前提の見直しに伴い、免除保険料率の予定利率(3.2% 4.1%)・予定死亡率が改定³され、上記 の計算前提についても同様に改定するもの。

< 上記 の改定理由 >

- ✓ 法令上⁴「財政の現況及び見通し」の公表月(平成21年2月)の翌月より1年6ヶ月以内に適用すると定められており、具体的な適用開始月を告示で定めるもの。

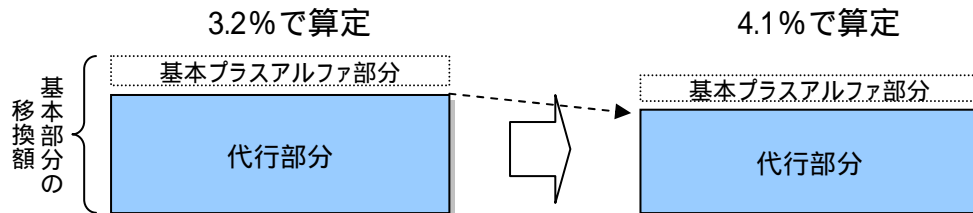
3 ☞ニュースNo.165、178、182参照

4 厚生年金基金令第36条の2第2号

☞改正の影響は次頁参照

移換現価率変更の影響

- ✓ 基本部分の連合会への資産移換額は、「代行部分の年金額 × 移換現価率 + 基本プラスアルファ部分の年金額 × 移換現価率」で求められる。
- ✓ 移換現価率は今回の改正予定告示で示され、移換現価率は連合会が規約に定める（現在は、共に3.2%）が、予定利率・死亡率の見直しにより代行部分の移換額は減少する。
- ✓ 移換金の減少は基金の資産・債務双方の増加を意味する。（下図＜最低責任準備金の算出方法＞参照）



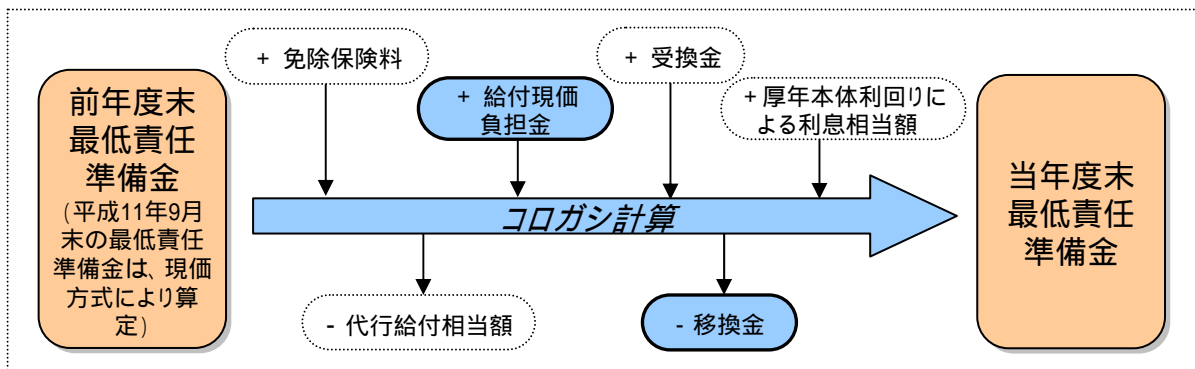
過去期間代行給付現価算出用の現価率変更の影響

- ✓ 予定利率・死亡率改定に伴い過去期間代行給付現価は減少するが、このことにより財政中立化によって国から基金に支給される給付現価負担金が減少することになる。
- ✓ 給付現価負担金の減少は基金の資産・債務双方の減少を意味する。（下図＜最低責任準備金の算出方法＞参照）

< 国からの負担金の交付または超過分の調整方法 >

最低責任準備金 ÷ 過去期間代行給付現価	調整方法
1.5超	代行保険料率を引下げる (代行給付費の予想額から超過額を控除し、代行保険料率を算定)
1/2以上1.5以下	-
1/4以上1/2未満	「(過去期間代行給付現価 × 1/2 - 最低責任準備金) × 1/5」を国から基金へ交付
1/4未満	「過去期間代行給付現価 × 1/2 - 最低責任準備金」を国から基金へ交付

< 最低責任準備金の算出方法 >



以上



三菱UFJ信託銀行